



社保通信をお届けします。P1..... 社会保険委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

社会保険委員会からのお知らせ

・同時に院内処方と院外処方箋の両方で投薬を行った場合は、処方料は処方箋料に含まれるため算定できませんが、処方箋料と薬剤料に加えて調剤料、薬情の算定も可になりました。

〔摘要欄〕その日付及び理由を記載

(例)21日、院内で常用していない薬剤を緊急かつ臨時的に院外処方箋により投薬

・歯科矯正相談料の算定にあたっての病名は、「叢生」、「開咬」、「交叉咬合」、「反対咬合」、「過蓋咬合」、「上顎前突症」、「下顎前突症」、「上顎後退」、「下顎後退」、「顎変形症の疑い」等になります。

ちなみに学校健診で歯列不正(歯並び)の経過観察欄にチェックのある患者であっても歯科矯正相談料は算定できます。

・MT(リソウ)について

- 1.有床義歯を新たに製作することを前提に行った床裏装は有床義歯修理により算定する。
- 2.有床義歯装着後、1ヶ月以内の床裏装は算定不可となりますのでご注意ください。なお、有床義歯修理により算定となります。
- 3.即時義歯の床裏装は1ヶ月以内であっても算定できます。この場合は新製から6ヶ月以内の床裏装ですので50/100での算定となります。

・原則として全顎P病名のみの歯管算定は必ずP検査をしてください。